

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○尾辻委員 立憲民主党・無所属フォーラムの尾辻かな子です。

本会議終了後、皆様、お疲れさまでございます。順次、質問をさせていただきたいと思えます。まず、毎月勤労統計の質問に入る前に、きのうありました、一型糖尿病の方の障害年金の支給を打ち切ったことは違法として処分取消しを求めた訴訟で、大阪地裁が、処分の詳しい理由が示されておらず違法な手続だとして処分を取り消しました。裁判長は、判決理由で、障害年金の受給権者は支給を前提に生活設計を立てており、支給停止は生活の安定を損なわせる重大な不利益処分であり、原告らへの処分通知書には障害等級が二級に該当しないと結論しか記載されず、行政手続法が定める理由提示義務に違反するというところで判断をされています。

私は、この判決で示された、処分通知書が理由提示義務に違反であるということをしつかり受けとめるべきだと思っております。

まず、この判決に対する大臣の受けとめを聞かせてください。

○根本国務大臣 今回の判決は、障害程度の認定の適否自体について判断した判決ではなく、支給停止処分の通知書に記載した理由が不十分な記載であり、行政手続法に違反するとの判決をいただきました。

従来から、個別に問合せがあった場合には年金事務所などにおいて丁寧に理由を説明しておりますが、通知する書面における理由の記載が十分ではないとの判決でありました。

障害の状態は個人ごとに異なるものであります。今後、通知する書面においてどの程度丁寧に理由を記載することができるか、検討してまいりたいと思えます。

○尾辻委員 裁判所が言った、理由が十分書かれていないという指摘は受け入れるということでしょうか。

○根本国務大臣 裁判所からはそのような御指摘をいただきましたが、控訴をしないということかという問いということであれば、関係省庁と協議の上、適切に判断したいと思えます。

○尾辻委員 次に控訴するかどうかというのをお聞きしたかったですけれども。

今の答弁でいくと、理由が十分書かれていないということ、それはもう裁判所が認定していることです。それから、しつかり受けとめて、多分、控訴しても同じ判決が出ると思えます。そうすると、障害年金を、処分を取り消して受け取れる人が更に受け取れなくなるということになりますから、

これは争う話じゃないと思えますので、しつかりと裁判所の判断を受けとめていただいて。障害年金というのは、障害基礎年金、障害のある人たちの非常に大事な権利です。このような形で障害年金を取り消したということは、やはり非常に問題だと思っております。

判決をしつかり読んで、これらの今までの手続に瑕疵はなかったのかということについてはまた今後引き続き聞いていきたいと思えますが、控訴については、ここでしつかりと、判決を読んで、しないということをお求めておきたいと思えます。それでは、毎月勤労統計に質問を移したいと思います。

まず、お手元に資料をお配りさせていただきました。この三枚の資料、ほかの資料もあるんですが、これは三月十九日に、衆議院の厚生労働委員会の集中審議が終わってから新しい資料が出てきました。

本来であれば、集中質疑があるというのがわかっているれば、その前に出していただかないと、その後でこれが出てきたという、資料の出るタイミングについては非常に遺憾だと思っております。今後、資料の出し方については、集中審議があるのならその前に出していただくように要望しておきたいと思えます。

この中身に入っていくたいと思えますけれども、これは、メールですね、二〇一七年七月十三日午後四時過ぎに厚生労働省の雇用・賃金福祉統計室から発信されている、組織の中でいろいろ共有されるメールかと思えます。

この資料の中で、読んでみると、メールと、メールに添付されているワードの文書がここに書かれているわけですけども、神奈川県や大阪府では、調査事業所のうち四割が五百人以上で東京をはるかに上回る、一分の一にしている五百人以上増に伴う増加は限界と書かれているんですね。東京で行っている仕組みの導入が望まれる、こういうことも書いてあるわけです。

このメールで見ると、東京都が抽出であるということは組織内で共有されていたというふうにご資料で見られるんですけども、そういうことでしょうか。

○定塚政府参考人 お答え申し上げます。

東京都の大規模事業所を抽出調査としていくことにつきましては、特別監察委員会の追加報告書にもございますように、監察委員会では、事実を認識していた者も複数いたことは確認していることと承知しております。

また、追加報告については、全国の都道府県に送付していた都道府県、産業別の抽出率逆数表には、東京都の大規模事業所について抽出調査が行われていたことが確認できる記載があることなどからすると、抽出調査としていくことを意図的に隠そうとしたまでは認められない、このように書かれているところでございます。

○尾辻委員 私は組織内で共有されていたと思うんです。

まず、この宛てのところは全部隠れていますけれども、これは、誰がどこ宛てに出しているんでしょうか。それによって、組織の中で共有されて

いたということになると思うんですが、いかがでしょうか。組織だけで結構です。

○定塚政府参考人 このメールにつきましては、担当内で共有するために配付をされた文書というふうな理解をしているところでございます。

○尾辻委員 いや、結局、だから、数人知っていたとかいうレベルじゃなくて、組織でしっかりとこのことは認識されていたという証拠だと思わんですよ、これが。だから、今まで説明されてきたことと、この資料が出てくることによって、また説明が変わるはずなんです。

ちなみに、これは監察委員会には出されているんでしょうか。

○定塚政府参考人 このメール及び文書については、特別監察委員会から提出を求められているものではなく、提出をしていないところでございます。

○尾辻委員 特別監察委員がこの資料がどこにあるとか、わかるわけじゃないんですか。その中でどれを出すかというのは、結局、省内の人たちが決めているということで、こういう重要な書類ですら特別監察委員会に出ていなくて、あの監察書というのはどういう事実を書いているのかということだと思わんです。

監察委員会の報告書を見ると、東京都は例外と考えていたということ。でも、ここに書かれているのは組織の中では神奈川県、大阪府にも広がっていたということで、やはり報告書に書かれていることと事実が違うというふうな思わんですけれども、それについていかがですか。

○定塚政府参考人 監察委員会の資料につきましては、監察委員会に確認したところでは、大規模事業所の抽出調査の三府県への拡大に関しては、ヒアリングや関係資料を確認することにより検証に必要な情報を得ることができたということなどの観点から、御指摘の関連資料の提出は求められなかったものと承知をしております。

また、先ほども申し上げましたけれども、東京都の大規模事業所が抽出調査であるということは、既に特別監察委員会の報告書の中で、事実を認識していた者も複数いたということ、また同時に、逆数表が全国の都道府県に送付されていたということ、全国の都道府県でも東京都の大規模事業所について抽出調査が行われていたということが確認できる状態であったということが述べられているところでございます。

○尾辻委員 いや、同じことをおっしゃっているんですけども、そうすると、こちらも同じことを聞かなきゃいけないと、審議が全然進まなくなるんですけども。

どう見ても、このメールで見ると、組織の中で、それも十五人というふうな新聞報道ではありましたが、十五人の人が知っているというのは、複数というところと、いや、複数って何人なのかというのはありますけれども、違うじゃないかということ、資料について、求められていなかったから出さなかったというのは、これは理由にならないと思わんですよ。ちょっと、もう一度お答えください。

○定塚政府参考人 先ほど申したように、事実を

認識していた者も複数いた。複数というのは別に二、三名ということではなくて、ここにあるように、一定程度共有をされていた、そういう認識かと考えております。

そういうことで、そういった実態につきましては、先ほど申したように、特別監察委員会の方では既にほかの資料等で把握をしていたということ、それ以上の資料を求める必要がなかったというふうに理解をしているところでございます。

○尾辻委員 調査が不十分だし、集めた資料もやはり不十分だということが、私はこれで示されていると思うんですね。

何が問題かという点、特別監察委員会の報告書にはどういう資料を確認したのかということが何も添付がないんです。なので、私たちがそれを確認できないんです。客観的で中立的な報告書を出そうとすれば、どういうことを証拠として集めたのかということも本来あるべきだと思いませんか。実は、この報告書の中に日付の間違いがありませんよ。一月の報告書の五ページで、総務省への申請の日付を九月十八日としていますが、これは誤りですよ。

○定塚政府参考人 今御指摘いただきました点につきましては、厚生労働大臣から総務大臣への調査計画の変更申請の日付について、一月報告の五ページには平成十四年九月十八日とございますが、正しくは、平成十四年九月六日でございます。

記載されていた九月十八日は、変更申請を行った日付ではなく、変更申請が承認された日の日付であるということでございます。

○尾辻委員 事実関係にも間違いがあるという点とは、本当にこの報告書というのはいささか調査されたのかということが、やはり疑義が生じるんですね。先ほど言ったように、結局、どういう資料を集めたのか私たちにはわからないから、その報告書が本当に、書類と照らし合わせて、いかどうかわからない。やはりすごく不十分だと思わぬです。

あと、東京都のここ最近の動きについても確認をしておきたいと思いますが、東京都が三月二十八日に調査結果最終報告をまとめています。都から厚生労働省に調査方法の変更を要望した事実は確認できなかったということを書いてあるわけですね。

ということ、都が要望した事実もないのに東京都だけ抽出に変えていたということになって、なぜ東京都を抽出にしたのかという理由の一つがなくなくなるわけですが、この最終報告をどのように受けとめておられますか。

○定塚政府参考人 東京都の最終報告書、三月二十八日に公表された報告書でございますが、こちらにおいては、東京都から厚生労働省に要望している事実は確認できなかったとされているところでございます。

一方で、特別監察委員会の報告書と追加報告書におきましては、平成十六年から東京都の規模五百人以上の事業所について全数調査から抽出調査に変更された理由として、平成十五年のブロック打合せ会議における質疑応答集などを根拠に、都道府県担当者からの要望ということを理由の一つ

として挙げているのは事実でございますが、東京都であると記述されたものではないと承知しているところがございます。

○尾辻委員 ということは、東京都は要望していないのに東京都のみ五百人以上の事業者を三分の一の抽出にした。これは全然理由になっていない、経過がわからないということになるんですけれども、これについては、東京都じゃないんですね、要望したのところが、なぜ東京都が三分の一の抽出になったんでしょう。

○定塚政府参考人 今申し上げたように、東京都からということでは報告書に書いてあるわけではございませんが、ブロック打合せ会議の質疑応答集などを根拠に、都道府県担当者から要望されているということを理由の一つとして挙げているところでございます。そのほかにも理由はございますが、今の理由も一つとして、平成十六年から抽出調査に変えていると承知しているところでございます。

○尾辻委員 ですから、東京都は要望がなかったのになぜ都道府県という名称をしているのか。結局、相関係がないわけですよ、なぜ東京都が三分の一になったのか。だって、東京以外のところが要望しているのになぜ東京だけが三分の一になったんですかということ聞いています。

○定塚政府参考人 今申し上げましたブロック会議というのは一つの理由でございますけれども、そのほかには、追加報告書の中では、東京都に大規模事業所が集中して数も増加していることから、全数調査にしなくても適切な復元処理がされる限

り統計としての精度が確保できると考えていたこと、また、一定の調査事業所総数のもとで、中規模の事業所の精度を向上させるために、その部分の抽出率を高めるかわりに、負担軽減のために標本数が十分な大規模事業所を抽出に変更したこと、また、今申し上げた会議等もその理由の一つでございますが、かねてより厚生労働省に寄せられていた都道府県や回答事業所からの負担軽減の要望に配慮したことなどが、十六年一月調査以降で抽出調査に変更された理由として挙げられているところでございます。

○尾辻委員 ちよつと聞き方を変えますけれども、じゃ、東京都が要望した事実はなかったということはお認めになりますか。

○定塚政府参考人 東京都が要望したという事実は、厚生労働省においても確認はできていないということでございます。

○尾辻委員 最初からそれを答えていただきたいんですね。

だから、東京都が要望した事実がないのに、東京都の抽出のところがこうやって三分の一になったというのは、これはやはり、どういうことなのか、報告書を読んでも、結局何もわからない。つまり、報告書を早く出そう、早く出そうとする余り、東京都の部分についても、こうして今やっとう東京都は出してきたわけですよ。

そうしたら、やはり経緯で見ると、誰が見ても、何で東京都は要望していないのに東京都だけになったの。それに、わざわざここに都道府県というふうに書かれているわけですから、やはりこの

報告書は私は不備があると思います。

次に、ちよつとローテーションサンプリングの話もしたいんですけども、さっきの添付の資料を見ても、特にワード文書の中では、非常にローテーションサンプリングについて苦労しているのが如実に見てとれるんですね。

これは、ちよつと技術的なことかもしれませんが、毎月勤労統計というのは、ここにも書かれているように、抽出率というのを自在に、ここは多いから抽出率はちよつと下げようとか、そういうふうには自在に抽出率を変えていた、毎月勤労統計というのはそういう調査なんだということでしょうか。

○藤澤政府参考人 お尋ねの点でございますが、毎月勤労統計調査におきましては、サンプルの入れかえごとに、その時点の母集団事業所数などを考慮しまして、統計の精度が確保されるように、必要に応じて抽出率を変えているところでございます。

それで、この抽出率に関しましては、全国調査分については従来から報告書で記載をしているところではございますけれども、今ほとんど御指摘の東京都の五百人以上規模の事業所の取扱については、これは不適切な取扱いを大変長く続けてきたということについては真摯に反省をしたいと考えているところでございます。

○尾辻委員 抽出率をこのように変えて、何か文書の中には、抽出率の逆数の差異を考慮しない処理になっていたというような統計委員会の報告書もあつたんですけども、そこは、こういうふうな抽出率をいろいろ変えても、しつかり復元して

いたということなんでしょうか、東京都以外は。

○藤澤政府参考人 東京都は、おっしゃるようにおっしゃるようになっていますか、東京都の五百人以上は三分の一抽出にしていたにもかかわらず長い期間にわたって復元をしていなかったわけでございますが、それ以外にはそういうことはございませんでした。

○尾辻委員 これも、結局、どういうふうな抽出率を変えていたのかというようなことは、年報などからも何も見えないんですね。今やっつと、何か統計委員会に出すようにということが出てきているんですけども、本来であれば、こういう抽出率とか産業別とか事業所規模別でかなり変えているわけですから、それもきちつと情報開示すべきだと思えますが、いかがですか。

○藤澤政府参考人 今ほども申し上げましたが、毎月勤労統計の年に一回出しております年報には掲載をしているわけでございますが、今後とも適切な情報提供に努めていきたいと考えております。

○尾辻委員 いや、細かいのは出ていないじゃないですか、都道府県でそういうのはあるけれども、私も確認しましたけれども、私が求めているのは、もう少し細かいのをしつかり出すべきだということを申し上げます。

○藤澤政府参考人 失礼しました。地方調査の抽出率の情報提供についておっしゃっているんだと思いますけれども、こちらにつきましても、都道府県とも相談しつつ、情報提供のあり方について検討していきたいと考えております。

○尾辻委員 そういうのを出さないと、結局、ど

ここで何が間違えていたのか、外部の目が入らないんですよね。ずっとこういうふうには毎月勤労統計が間違ったままになったのも、やはり外部にどういふ調査をしているのかというのを出してないので外部調査のきかないということがあると思いますので、しっかりと、どういうふうな抽出率で出しているのか、事業所数も幾らなのかとかいうことがわかるように、情報公開をしていただきたいと思えます。

あと一点、一月分の毎月勤労統計についても確認をしておきたいと思えます。

速報から確報値が、一月分の毎月勤労統計、出ました。名目賃金においては、速報値が一・二%増というところから、確報値は下振れしてマイナス〇・六%ということになって、ローテーションサンプリングをしているので、結局、速報値と確報値でも変わってしまうというようなことがあつて、本当にこの毎月勤労統計は実態をきれいに把握しているようになつたのか、ローテーションサンプリングをやつて。この一月分を見ると私はそう思わないんですけれども、いかがでしょうか。

○藤澤政府参考人 ことし一月の速報と確報の数値の動きにつきましては御指摘のとおりでございます。速報を公表しました段階では一・二%の増でございましたが、確報を公表した際に、前年同月比で〇・六%減ということになってございます。

一月の速報と確報の名目賃金の伸び率の差の要因でございますけれども、ことしもサンプルの入れかえ年でございましたが、サンプル入れかえ年

の一月調査は、速報値は入れかえ前のデータによる値を公表しておりまして、確報値は入れかえ後のデータによる値を公表しております。ということで、一月調査特有の旧サンプルから新サンプルの入れかえによる影響のほかに、速報値が確報値と比較をして高目に出ていることというような要因が考えられるところでございます。

これは、ローテーションサンプリングについてのお話でございますけれども、現在、ローテーションサンプリングの導入に向けた経過措置の期間中でございますので、いずれは平準化されていくことになろうと思えますが、引き続き、情報提供でありますとかあるいは丁寧な説明に努めてまいります。

○尾辻委員 結局、段差ができたり、それを三角補正しないとかで、本当に事実を示しているのかということや、エコノミストが使える毎月勤労統計に私はなっていないと思うんですね。

前であれば、三年間でやっていますから癖がわかっていきますけれども、今、全然まだ癖もわからないという状況になっていて、これはやはりローテーションサンプリングを導入したこと自身に無理があつたんじゃないかということを指摘して、私の質問を終わりたいと思えます。

ありがとうございます。